

農総第 1277 号  
平成28年 9月14日

村づくり計画課長、農地農村整備課長  
森林管理課長、漁港漁場課長  
北部農林水産振興センター所長  
(農業水産整備課、森林整備保全課扱い)  
宮古農林水産振興センター所長  
(農林水産整備課扱い)  
八重山農林水産振興センター所長  
(農林水産整備課扱い)  
中部農林土木事務所長  
南部農林土木事務所長、南部林業事務所長

殿

農林水産総務課長  
(公印省略)

「沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領制定についての留意点」等  
の訂正について

平成28年3月11日付農総第2342号で通知したみだしの説明書等について、下記  
のとおり訂正がありますので、送付します

記

1. 訂正内容： 別紙
2. 添付資料：「沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領制定についての留意点」  
設計変更様式集(H28.4 適用)

担当者 片岡 篤  
電 話： 098-866-2254(内線IP2953)  
F A X： 098-866-2265  
E-mail： kataokaa@pref.okinawa.lg.jp

訂正内容：①「沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領制定についての留意点」の第3条の（用語の定義）の説明において

「軽微な変更か重要な変更かの判断は、増減のそれぞれに適用して判断する。相殺された金額(比率)ではない。」を削除する。

②設計変更様式集(H28.4適用)の様式1【記入例3】の

"※軽変か重変の判断は、増減のそれぞれに適用して判断する。相殺された金額(比率)ではない。"

を

"(軽微な設計変更の手続き)の対象金額 250 万円以上の判断は、増減のそれぞれに適用して判断する。相殺された金額ではない。"

に訂正する。

"←増額が 2,000 万円以上なので重変に該当"

を削除する。

③設計変更様式集(H28.4適用)の様式1【記入例4】の

"※軽変か重変の判断は、増減のそれぞれに適用して判断する。相殺された金額(比率)ではない。"

を

"(軽微な設計変更の手続き)の対象金額 250 万円以上の判断は、増減のそれぞれに適用して判断する。相殺された金額ではない。"

に訂正する。

"←増額が 20%以上なので重変に該当"

を削除する。